

置賜広域行政事務組合告示第7号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の利用料金の額を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第10条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月29日

置賜広域行政事務組合
理事長米沢市長 中 川 勝

- 1 施設の名称
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- 2 対象期間
令和5年4月4日から令和5年5月31日まで
- 3 利用料金
施設の利用料金
スポーツクラブ会員（中学生以上対象）

種 類	入会金		利用施設内容
	変更前	変更後	
個人会員	11,000円	<u>5,500円</u>	温水プール、浴室、トレーニング室、スタジオ
家族会員	(2人以上対象) 22,000円	(2人以上対象) <u>11,000円</u>	
ペア会員	(2人対象) 22,000円	(2人対象) <u>11,000円</u>	
デイトム会員	11,000円	<u>5,500円</u>	
ハイスクール会員	11,000円	<u>5,500円</u>	
土日会員	11,000円	<u>5,500円</u>	

適用日：令和5年4月4日

※ 対象期間終了後は、変更前の金額となるもの。